

議案第26号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月7日

三朝町長 吉田 秀光

平成18年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 町長は、次の各号に掲げる理由に係る者を公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、<u>既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</u></p> <p>(8) 略</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 町長は、次の各号に掲げる理由に係る者を公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと <u>又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなったことにより、</u>町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(8) 略</p>

(入居者の資格)

第 6 条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第 6 条第 1 項で定める者(次条第 2 項において「老人等」という。))にあつては第 2 号及び第 3 号、被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条に規定する被災者等にあつては第 3 号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第 6 条第 4 項で定める場合 令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額

イ 町営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号の 1 に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額

(3) 略

(入居者の資格)

第 6 条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第 6 条第 1 項で定める者(次条第 2 項において「老人等」という。))にあつては第 2 号及び第 3 号、被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条に規定する被災者等にあつては第 3 号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第 6 条第 2 項で定める場合令第 6 条第 3 項第 1 号に規定する金額

イ 町営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号の 1 に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第 6 条第 3 項第 2 号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第 6 条第 3 項第 3 号に規定する金額

(3) 略

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。